

商工新聞読者と会員増やして新年度を迎えよう!!

名古屋北部民商ニュース

2018年4月2日(月)発行

No.274

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

春の運動最終盤 目標達成へ 会長先頭に役員が猛奮闘



残目標は 会員7名
商工新聞22部

商工新聞拡大では、先週から、先ず、柳澤会長が、三役と青年部長らに訴え、自らも先陣を切り、1部拡大!そして、呼び掛けに応え、以下の皆さんの奮闘もあり、26日(月)までに5部の商工新聞拡大!あと17部に!

☆楠支部の梶原常任理事に、会費を届けてくれた際に、依頼すると、1時間たらず、今現場に来ている大山の若い業者につけてもらったよ」とうれしい報告!

☆松原局長も、山田支部高木さんとも相談し、元従業員に1部拡大!

☆楠支部の朝倉常任理事も、井浪副会長から、電話もらったで、増やさんわけにいかん」とすぐに1部拡大! ☆守山東支部の中水流常任理事は、2月に、同業者の知り合いを2名入会させ、さ

所得税、消費税の 申告・納付はお済みですか

消費税の申告と納付は

4月2日(月)です

平成27年の売上が1千万円を超えていた方は、平成29年の消費税の申告と納付をしなければいけません。今一度、平成27年分の売上を確認しましょう。

期日を過ぎると

無申告加算税や延滞税

申告書の提出が期限後になると 無申告加算税」がかかる

かります。

また、期限内に納付できないと、延滞税」がかかります。

確定申告が終わっていない方は、民商へ相談を

みなさんの知り合いの方で申告がまだ終わっていない。どうしよう...という方がいたら、とにかく民商に相談を!!」と、声をかけて下さい。

税金や国保料は分納できます

「申告はしたけど払えない...」

と悩んでいませんか?

安心して下さい。『納税(徴収)の猶予』や『換価の猶予』という制度があり、差押などの「処分」を受けることなく、安心して分割納付することができます。

払えないからと放置しておくと、売上(売掛金)や預金、生命保険などを差押えられたり、期限の短い(1ヶ月~3ヶ月)保険証や医療費が全額自己負担になる「資格証明書」が発行されたりと、営業や生活に多大な被害が発生します。

売上や経費、生活費を計算して、毎月確実に払える金額を確認して、税務署や市税事務所、区役所に申請しましょう。

真っ先に民商へ相談して下さい。



どんなことでも

「民商」が安心!!

新年度を控え、労働保険に入らないといけない!申告はしたけど、払えない!など、相談する所を探している業者がたくさんいます。

民商へ相談してみたら」と一声かけて人助けの活動に、ぜひご協力ください。



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!